


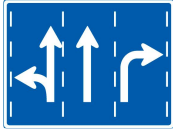





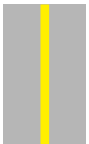







# 日本の道路標識・標示を守りましょう①

	人も車両も止まらなければいけません。右折も左折もできません。		この標識のある場所では一時停止しなければなりません。
	赤信号ですが、矢印の方向には進むことができます。		
	車両は通ることができません。 ※車両には自転車も含まれます。		この標識のある場所では徐行しなければなりません。 ※徐行の目安は10km/h以下で、直ちに停止できる速度です。
	二輪以外の自動車は通行できません。		
	大型貨物自動車などは通ることはできません。		数字で示された速度までしか出してはいけません。
	自動車のための道路であり、歩行者や自転車、原付などは通ることはできません。		
	歩行者と自転車のための道路であり、そのほかの車両は通ることはできません。		横断歩道では、歩行者が横断しようとしているときは一時停止して道を譲らなければなりません。
	歩行者のための道路であり、車両は通ることができません。		

# 日本の道路標識・標示を守りましょう②

	一方通行では矢印の方向にしか進むことができません。		矢印の方向にしか車両は進むことができません。
	この標識のある方向からは進むことはできません。		交差点で進行する方向に応じて指定された車両通行帯を通過しなければなりません。
	Uターンはしてはいけません。		
		前を走る車両を追い越す際に黄線より右側にはみ出してはいけません。	
			
		駐車も一時的な駐車もできません。	
	駐車はできません。		この先に交差点があります。

# ルールを守って日本で安全運転①

## ① 左側通行



- ★ 日本は左側通行です。これまで、右側通行の国等で運転していた方は、交差点を曲がったときなどの時に、右側を走ってしまうことがありますので、注意しましょう。
- ★ 道路の右側を走ると、交通違反や事故の原因となり危険です。

## ② 交通事故が起きたら、必ず警察へ通報

- ★ 交通事故が起きたら、負傷者がいなくても、必ず警察（110）へ通報してください。負傷者がいる場合は、負傷者を救護し、救急車（119）を要請して警察（110）へ通報してください。
- ★ 負傷者を救護しなかったり、警察へ通報しなかったりした場合、重い罰則のほか、運転免許の取消し等の厳しい行政処分が科せられます。



## ③ 飲酒運転の禁止

- ★ お酒を飲んだときは、車両を運転してはいけません。重い罰則のほか、運転免許の取消し等の厳しい行政処分が科せられます。
- ★ 飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供してはいけません。また、運転を要求し、又は依頼して飲酒運転の車両に同乗してもいけません。これらに違反した場合も重い罰則が科せられます。



二日酔いもダメ!

## ④ 踏切での一時停止

- ★ 踏切は、警報機が鳴ってなくても一時停止して、列車が来ていないかを確認してから渡りましょう。



## ⑥ 交差点では、特に注意

- ★ 交差点では、「①歩行者優先」「②右折時は直進・左折車優先」
- ★ 横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいるときは、「一時停止」しなければなりません。



## ⑤ 歩行者の優先

- ★ 日本では、歩行者が最優先です。横断歩道や交差点で横断しようとしている歩行者がいたら、一時停止して進路を譲りましょう。



## ⑦ 携帯電話の使用禁止



- ★ 車両の運転中は、緊急時を除き、携帯電話で通話したり、画面を注視したりするなど、使用してはいけません。

## ⑧ 標識の意味を正しく理解

日本には、あなたの母国とは異なる交通ルールや標識があります。



Stop signs

- ★ この標識がある場所では必ず一時停止して左右の安全確認

免許証には有効期限があります。忘れずに更新しましょう。

# ルールを守って日本で安全運転②

## ⑨ 自分の運転できる車両区分について把握しましょう

- ★ あなたの母国の免許とは運転できる車両のカテゴリーは異なります。
- ★ 運転できる車両を確認してから運転しましょう。

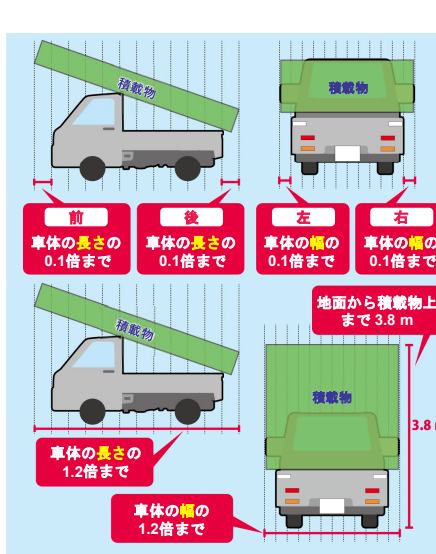
普通	定員 10人以下 車両総重量 3,500kg未満 最大積載量 2,000kg未満	
準中型	定員 10人以下 車両総重量 7,500kg未満 最大積載量 4,500kg未満	※積載量や定員は、車検証を確認して、載せることができるかどうか確かめてから運転しましょう。
中型	定員 29人以下 車両総重量 11,000kg未満 最大積載量 6,500kg未満	
大型	定員 30人以上 車両総重量 11,000kg以上 最大積載量 6,500kg以上	
大自二	定員 2人以下 排気量 400cc又は20kWを超える	※原則として免許取得後1年間（高速道路は3年）は二人乗りはできません。
普自二	定員 2人以下 排気量 400cc又は20kW以下	
けん引	車両総重量750kgを超えるトレーラー	

## ★ バス・タクシーの運転について

- バスやタクシーを運転する（お金をもらって人を運ぶ）ためには、別に「二種免許」が必要です。
- 乗る自動車に応じた種類の「二種免許」が必要になります。
- また、仕事として人を運ぶ場合には、二種免許とは別に運輸局等の許可が必要です。



## ⑩ 載せられる荷物の大きさ、積載方法について確認しましょう



★要許可★
<b>前後</b> 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出す場合
<b>左右</b> 自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出す場合
<b>長さ</b> 自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたものを超える場合
<b>幅</b> 自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたものを超える場合
<b>高さ</b> 3.8メートル（軽四及び三輪自動車は2.5メートル）からその自動車の積載場所の高さを減じた高さを超える場合

- ★ トラックに荷物を積むときは、その大きさや積み方に制限があります。

- ★ 貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合は、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得る必要があります。



交通違反や交通事故には罰則があります。